

第四章 各種施策の推進

施策の方向 1 男女共同参画推進のための意識改革

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
「男女共同参画」という用語の理解度	29.5% (H27 市民意識調査)	36.5% (R3 市民意識調査)	50%	100%
男女共同参画に関する学びの時間を設ける小中学校数	0 校 (H27 年度実績)	11 校 (R2 年度実績)	6 校	11 校
ドメスティック・バイオレンスの被害を受けていると回答した人の割合	4.7% (H27 市民意識調査)	5.7% (R3 市民意識調査)	0%	0%

■ 施策 1 男女共同参画の意識づくり

◆市民の取組

日常生活の中で、身近にある習慣や慣行などに、固定的な性別役割分担意識がないか、性別などの違いによって差別するようなことがないか、改めて見直してみましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
1	総務課・地域環境課	様々な媒体を通じ男女共同参画に関する情報を発信します。	デジタル化社会への対応を踏まえて様々な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。
2	地域環境課	都留市男女共同参画推進委員会による出前講座を実施します。	都留市男女共同参画推進委員や職員による出前講座を実施します。
3	都留文科大学経営企画課	ジェンダー研究プログラムの推進及び講演会を実施します。	ジェンダー研究プログラムの推進及び講演会を実施します。

■ 施策 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

◆市民の取組

- ・行政や大学などが行う男女共同参画について学ぶ講座へ積極的に参加しましょう。
- ・日常から社会の動向に注目して情報収集し、学ぶ姿勢を身につけましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
4	市立図書館	男女共同参画関連図書の充実を図ります。	男女共同参画関連図書コーナーを設け、図書のほか県の男女共同参画計画、啓蒙パンフレット等の展示や配布を行います。また、SDGsの視点からジェンダー平等や性的マイノリティに対する理解を深め、差別や偏見をなくすための取り組みを進めます。
5	総務課	市職員に対して、男女共同参画についての研修を行います。	都留市男女共同参画推進フェスティバルへの参加を職員研修の場として活用するほか、職員研修を通じて職員の男女共同参画への意識づけに取り組みます。
6	産業課・地域環境課	市民や事業所向けに男女共同参画に関する講演会や催しを開催します。	市民や事業所向けに男女共同参画に関する講演会や啓発イベントを開催します。
7	学校教育課・市内各小中学校	教職員への都留市男女共同参画推進計画の配布と啓発を行います。また、学校教育における男女共同参画関連図書等の活用を図ります。	各学校に都留市男女共同参画推進計画を配布し、児童・生徒ひとりひとりの人格形成や相互意識の向上を図ります。また、教育教委議会において教職員を対象としたジェンダー教育等の勉強会を実施します。

■ 施策3 人権の尊重とあらゆる暴力などの根絶

◆市民の取組

- ・家庭内暴力（DV）や虐待などの暴力は「犯罪である」と認識を持ちましょう。
- ・ハラスメントは「人権の侵害である」という認識を持ち、辛い思いをしたときは、一人で抱え込まず、身近な人や相談機関などに話してみましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
8	健康子育て課・地域環境課	男女間での暴力根絶に向けた意識啓発を行います。	DVや暴力、性犯罪被害の根絶に向けた意識啓発を行います。
9	総務課	市職員に対して、セクハラやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた取組を徹底します。	職員の人材育成の一環として職員研修などを通じた意識改革を進め、毎年度ハラスメント研修等を実施します。
10	市内事業所	事業所において職場のハラスメント防止に向けた取組を実施します。	事業所において職場のハラスメント防止に向けた取組を実施します。

1 1	健康子育て課・地域環境課	セクハラやマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止に向けた意識啓発を行います。	様々な場面でのハラスメントの防止に向けた意識啓発を行います。
1 2	健康子育て課・地域環境課	DV・デートDVや虐待防止に向けた意識啓発を行います。	児童虐待やデートDVの防止に向けた啓発活動をさらに推進します。
1 3	健康子育て課・市民課	DV・デートDVや虐待、人権などに関する相談窓口を積極的に周知します。	DV・デートDVや虐待、人権などに関する相談窓口を積極的に周知します。
1 4	健康子育て課・総務課・地域環境課	DV・デートDVやセクハラに関する市民の相談に対応する専門の相談員の設置を検討します。	DV・デートDVやハラスメント等に関する相談に対応する相談員の設置、協議組織の設置を検討します。
1 5	学校教育課・健康子育て課	県の配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、NPOによる民間のシェルターなどと連携し、被害者の早期の保護を図ります。	家庭相談員、母子父子自立支援員、保健師と連携し、問題になるケースに対し、被害者の日常的な相談支援、関係機関への被害者と同行相談、施設への入所支援等、必要時の保護に向けてチームにおける対応支援をしていきます。
1 6	建設課	DVの被害者に対して、公営住宅の入居条件を一部緩和し、被害者の自立を支援します。	DVの被害者に対して、公営住宅の入居条件を可能な限り緩和し、安全・安心な暮らしが整うよう、被害者の自立を支援します。

施策の方向 2 女性活躍推進のための意識改革と環境整備

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
市の審議会委員等への女性の登用率	24.7% (H27 年度実績)	22.4% (R3 年 4 月時点)	30%	40%
市内事業所における指導的地位に占める女性の割合	15% (H21 事業所調査)	23.4% (R3 事業所調査)	30%	40%
市職員の管理職に占める女性の割合	7.7% (一般行政職 H27 年度実績)	22.7% (一般行政職 R3 年度実績)	30%	40%
各地域協働のまちづくり推進会における女性役員の割合	22.6% (H27 年度実績)	17.1% (R2 年度実績)	30%	40%

女性活躍や女性のエンパワーメント等に関する講座への参加者数 〔新規〕				
-------------------------------------------	--	--	--	--

■ 施策1 女性活躍推進のための意識改革 **〔新規〕**

◆市民の取組

- ・職場や地域など、様々な場面で女性も活躍できることを知り、実行しましょう。
- ・女性自身も、いきいきと輝く姿を目指し、講座などの機会を積極的に活用しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
17	地域環境課・ぴゅあ富士		女性向けのキャリアアップや管理職養成等のセミナーを実施します。
18	地域環境課・ぴゅあ富士		女性が職場や地域等で活躍することに前向きになれるような情報を周知します。
19	地域環境課・ぴゅあ富士		女性が職場や地域等で活躍することを周囲で応援する環境づくりのための意識啓発を行います。

■ 施策2 女性の積極的登用

◆市民の取組

- ・女性自身も、積極的に管理職登用試験など、活躍できる機会にチャレンジしましょう。
- ・地域の役員等に、女性も積極的に登用する風土づくりを進めましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
20	審議会所管課	審議会等委員に女性を積極的に登用します。	審議会等の委員へ女性が積極的に参画してもらえよう支援します。
21	審議会所管課	審議会等委員への市民公募を推進します。	審議会等の委員への市民の公募を推進します。
22	全課	女性のまちづくりに対するアイデア・手法などを各担当が担う政策に積極的に反映するよう努めます。	女性のまちづくりに対するアイデア・手法などが各担当が担う政策に積極的に反映されるよう努めます。
23	総務課	市役所が市内事業所などの先行的事例となるよう、女性職員の採用、管理職への登用を推進します。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、数値目標を立てて女性職員の人材育成を推進します。

24	産業課・地域環境課	事業所における女性管理職登用を啓発します。	事業所において女性管理職の登用が推進されるように啓発を行います。
25	市内事業所	女性の非正規雇用社員から正規社員への登用や管理職など指導的地位への登用を積極的に推進します。	女性の非正規雇用社員から正規社員への登用や管理職など指導的地位への登用を積極的に推進します。
26	産業課・地域環境課	管理職などの指導的地位に女性の登用が進んだ事業所を広く周知します。	女性の活躍推進に取り組む事業所をモデルケースとして紹介し、周知を図ります。
27	総務課	地域防災活動への女性の参画を促します。	地域をはじめ、現場から政策・方針決定過程まで様々なレベルにおける防災活動への女性の参画を促します。
28	地域環境課	地域における主要な役職に女性を積極的に登用するよう働きかけます。	地域における役員等に女性が登用されるよう働きかけます。

■ 施策3 女性の就労支援

◆市民の取組

- ・エンパワーメントに役立つセミナーや講座に積極的に参加しましょう。
- ・女性のチャレンジを家族や地域ぐるみで応援しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
29	産業課・生涯学習課・地域環境課	女性のキャリア・アップや再就職支援に繋がる各種講座を開講します。	女性のキャリア・アップや再就職支援に繋がる各種講座を実施します。
30	産業課・生涯学習課・地域環境課	女性の起業や経営に関するセミナーを開催します。	女性の起業や経営に関するセミナーを実施します。
31	産業課	都留市農林産物直売所において、女性による出荷や出品を促進します。	農産物の生産、加工、販売までを手掛ける6次産業化を実施する農家は女性が多く、道の駅つるでも加工品は売り筋の商品になっているため、女性従業員が多い状況も踏まえ、女性の就労支援に資する取り組みを継続して実施します。
32	産業課	商工会などと連携を図りながら、女性の起業や経営に関する相談体制を充実させます。	商工会やハローワークと連携を図りながら、女性の起業・経営や就労に関する相談体制を充実させます。

33	産業課・地域環境課	事業所や従業員に対し育児・介護休業制度の普及啓発を推進します。	事業所や従業員に対し育児・介護休業制度の普及啓発を推進します。
34	市内事業所	業所において育児・介護休業制度の整備に努め、制度について従業員に周知します。	事業所において育児・介護休業制度の整備に努め、制度について従業員に周知します。
35	市内事業所	子育てや介護を担う女性が働き続けられるよう、柔軟な働き方の導入に努めます。	子育てや介護を担う女性が働き続けられるよう、柔軟な働き方の導入に努めます。

施策の方向3 ワーク・ライフ・バランス実現のための環境づくり

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内企業数	9社 (H27 子育て応援・男女いきいき宣言登録企業累計数)	9社 (R2 累計数)	25社	40社
育児・介護休業制度の規定を設けている事業所の割合	育児休業制度 78.4% 介護休業制度 61.4% (H21 事業所調査)	育児休業制度 80.8% 介護休業制度 71.7% (R3 事業所調査)	85%	85%
男性の育児休業取得率	2.5% (H28 事業所調査)	48.4% (R3 事業所調査) ※対象者 31人中 15人	6%	13%

■ 施策1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発

◆市民の取組

- ・育児休業や介護休業制度などを積極的に活用しましょう。
- ・家族全員で家事や育児・介護などに協力しましょう。
- ・育児や介護支援のボランティア活動に積極的に参画し、ともに支え合いましょう。
- ・働き方を見直し、家族と過ごす時間や趣味の時間などを充実させましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
36	地域環境課	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等を実施します。	ワーク・ライフ・バランス推進のための講座等を実施します。
37	地域環境課	ワーク・ライフ・バランス実現のメリットについて様々な媒体を通じて普及啓発を行います。	ワーク・ライフ・バランス実現のメリットについて様々な媒体を通じて普及啓発を行います。
38	産業課・地域環境課	育児・介護休業制度を始めとする休暇制度について広く周知します。	育児・介護休業制度を始めとする休暇制度について広く周知します。
39	市内事業所	従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。	従業員の職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。
40	総務課	市役所において、フレックスタイム制の導入などにより柔軟な働き方ができる環境整備に努めます。	ワーク・ライフ・バランスの推進のため、週休日の振替制度や時差出勤制度を実施し、柔軟な働き方ができる環境整備を推進します。
41	生涯学習課・総務課・地域環境課	生涯学習やボランティア活動などの情報を広く周知します。	地域や個人の生活を豊かにする生涯学習やボランティア活動などの情報を広く周知します。

■ 施策2 事業所への啓発

◆市民の取組

- ・女性自身も、積極的に管理職登用試験など、活躍できる機会にチャレンジしましょう。
- ・地域の役員等に、女性も積極的に登用する風土づくりを進めましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
42	地域環境課	市内事業所に対し、男女共同参画に関する進捗状況調査を行い公表します。	市内事業所に対し、男女共同参画に関する進捗状況調査を行い、結果を公表します。
43	地域環境課	優良事業主を広く周知するとともに、市独自の表彰制度の創設について検討します。	先進的な取組や優良事業主などの事例の周知を行います。
44	産業課・地域環境課	都留市経営者連絡協議会や都留市商工会と連携を図りながら、市内事業主に対して働きかけます。	都留市経営者連絡協議会や都留市商工会と連携を図りながら、市内事業主に対して働きかけます。

施策の方向4 男女がともに担う子育てと介護への支援

■ 成果指標

指標	基準値	実績値 (R3)	目標値 (R3)	目標値 (R8)
主に男性を対象にした家事や育児、介護等に関する講座等の男性参加者数	53人 (H26年度実績年延べ人数)	100人 (R1年度実績年延べ人数)	70人	100人
夫(パートナー)が子育てに主体的に関わっていると思う人の割合	60.1% (H28年度乳幼児健診問診)	53.7% (R2年度乳幼児健診問診)	50%	100%
都留市子育て応援店登録店舗数	6社 (H27年度累計数)	10社 (R2年度累計数)	20社	35社

■ 施策1 男性の子育てや介護への参画促進

◆市民の取組

- ・男性も育児や家事、介護に積極的に参画し、家族で助け合いましょう。
- ・男性が育児や家事、介護に参画することを地域全体で応援しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
45	生涯学習課・地域環境課	主に男性を対象にした家事育児、介護に関する講座を実施します。	主に男性を対象にした家事育児、介護に関する講座を実施します。
46	健康子育て課	親子のふれあいの場への父親の参加を促し、父親同士の交流の場づくりを検討します。	妊娠期や乳幼児期等における男性の育児参加について啓発活動を行い、参加できる機会づくりに向けた取り組みを検討します。
47	生涯学習課	まちづくり交流センター「交流室」を「イクメン交流の場」として普及推進を図ります。	健康子育て課や子育て支援グループとの連携を図り、まちづくり交流センター「交流室」を男性の子育て支援等の場として取り組みを推進します。
48	地域環境課	「イクボス」や「イクメン」の普及啓発に努め、優良事例を広く周知します。	「イクボス」や「イクメン」など、男性の家事育児参加促進に向けて、優良事例を広く周知します。

49	地域環境課	市内事業所に対し男性の育児・介護休業制度の取得促進を働きかけます。	市内事業所に対し男性の育児・介護休業制度の取得促進を働きかけます。
50	地域環境課・健康子育て課・産業課		男性の育児・介護休業取得促進を含め、働きやすい職場環境整備に取り組む事業所への市独自の奨励制度を創設し、周知を図ります。
51	市内事業所	男性が育児・介護休業を始めとした休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。	男性が育児・介護休業等の長期休暇も含め、休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。
52	総務課	市役所が市内事業所などの先行的事例となるよう、市男性職員の育児・介護休業などの取得率の向上を推進し、特に、男性職員の育児参加休暇の取得率向上に努めます。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、数値目標を立てて男性職員の休暇取得を推進します。 また、男性職員が育児休業を取得しやすい職場風土の醸成及び啓発に努めます。

■ 施策2 行政や地域全体で行う子育て・介護への支援

◆市民の取組

- ・子どもを地域全体で守り、育てるという意識を持ちましょう。
- ・困った時に頼れる、親しい人を地域の中で持ちましょう。
- ・年齢を重ねてもいつまでも元気でいられるよう、日頃から介護予防に努めましょう。
- ・地域ぐるみで高齢者を支えましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
53	健康子育て課	延長保育や病児病後児保育など、多様な保育ニーズに適切に対応します。	延長保育や病児病後児保育を継続的に行うことで、多様な保育ニーズに適切に対応し、子育てと就労の両立を支援します。
54	健康子育て課	放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図ります。	市内の放課後児童クラブの運営を、保護者会等に代わり NPO 法人が行うことで、保護者の負担軽減と保育の質の向上を図ります。
55	健康子育て課	ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。	まちづくり交流センターをファミリー・サポート・センターの拠点とすることで、相互の援助活動をしやすい環境を整備し、子育てと就労等の両立を推進できる体制を確保します。
56	健康子育て課	子育て家庭への経済的支援の充実を図ります。	すこやか医療費の助成など、子育て世帯の経済的負担軽減を図る事業を継続して行います。

57	健康子育て課	地域子育て支援センターを中心とした子育て相談への対応の充実を図ります。	地域子育て支援センターにおいて専門職の切れ目ない相談等を実施することで、子育て支援を充実させます。
58	健康子育て課	母子・父子家庭などのひとり親家庭の自立支援の充実を図ります。	ひとり親家庭の自立支援のため、法令等に基づく補助・助成事業を実施します。
59	健康子育て課・地域環境課	子育てグループ等へ支援を行うとともに、活動の場づくりを進め、グループのネットワークづくりに努めます。	子育てサークル等へ継続的に補助を実施し、子育て世帯の交流活動を推進します。
60	長寿介護課	認知症サポーター養成講座の開催など、要介護者を地域で支える環境づくりを行います。	認知症サポーター養成講座の開催など、要介護者を地域で支える環境づくりを行います。
61	長寿介護課	ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイなど各種サービスの充実を図ります。	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、在宅介護を支援するための各種事業を充実し、適正な利用を推進します。
62	長寿介護課	総合的な相談窓口機能を充実し、要介護者の在宅支援の充実を図ります。	総合的な相談窓口機能を充実し、要介護者の在宅支援の充実を図ります。

施策の方向5 推進体制の充実

■ 施策1 市民と行政の協働に基づく推進体制の整備

◆市民の取組

- ・男女共同参画を難しく考えず、できることから少しずつ行動しましょう。
- ・市の男女共同参画の施策に関心を持ち、積極的に参画しましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
63	地域環境課	都留市男女共同参画推進委員会や男女共同参画に関する活動を行う団体等の活動を支援するとともに、それらの意見を市の施策に反映するよう努めます。	都留市男女共同参画推進委員会や男女共同参画に関する活動を行う団体等の活動を支援するとともに、活動内容や意見を市の施策に反映するよう努めます。
64	地域環境課	市内における事業所、学校など各種団体と連携を図りながら、地域社会に男女共同参画の意識を広めます。	事業所、学校などの各種団体と連携を図りながら、地域一体となって男女共同参画を推進する意識を醸成します。

■ 施策 2 庁内推進体制の強化

◆市民の取組

- ・市の施策に関する情報にアンテナを立てて、男女共同参画の視点が活かされているか、チェックしましょう。

◆行政の取組

NO.	実施主体	前期推進期間の取組	後期推進期間の取組
6 5	総務課	男女共同参画の視点がすべての施策に活かされるよう、職員に男女共同参画についての研修や情報提供を積極的に行います。	男女共同参画に関連する情報や職員研修などの研修機関からの関連した研修案内など、主管課との連携により情報収集、活用を図り、職員の意識を高めます。
6 6	地域環境課	市の部長・課長等を構成メンバーとする都留市男女共同参画推進会議の定期的な開催により、各部課相互の連携を図り、施策の推進と着実な進行管理を行います。	市の庁内組織である都留市男女共同参画推進会議の運用により、各部課相互の連携を図り、施策の推進と着実な進行管理を行います。
6 7	地域環境課	計画を着実に推進するため、男女共同参画の進捗状況・数値目標の達成状況を調査し、施策の検証・評価を毎年行います。	計画を着実に推進するため、男女共同参画の進捗状況・数値目標の達成状況を調査し、施策の検証・評価を毎年行います。
6 8	地域環境課	男女共同参画推進委員会をはじめとする、男女共同参画に係る活動をする市民に計画の推進状況を報告するとともに、計画実行に対する課題や新たな施策等について協議します。	男女共同参画推進委員会をはじめとする、男女共同参画に係る活動をする市民に計画の推進状況を報告するとともに、計画実行に対する課題や新たな施策等について協議します。